

金山町物価高騰対策商工業者支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、昨今の原油価格上昇による光熱費や仕入れ価格の高騰の影響を受ける町内事業者に対し、事業の継続を支援するため、金山町物価高騰対策商工業者支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、金山町補助金等の交付等に関する規則（昭和48年金山町規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者等)

第2条 支援金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 町内に所在する店舗、事業所等で事業を営む法人又は個人事業主であること。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号の公共法人

イ 農業協同組合

ウ 農業法人

エ 事業収入（売上）の過半が農業収入である者

オ 農業者の組織する団体

カ 金山町の指定管理を受けて事業を行っている者

キ 政治団体

ク 宗教上の組織又は団体

ケ 支援金の趣旨及び目的に照らして交付することが適当でない町長が認める者

(2) 実質的な本店（本店又は主たる事務所をいう。）が金山町内に所在すること。

(3) 令和3年分の事業収入が50万円以上の者。ただし、事業収入には、国や地方公共団体、その他団体等から交付された補助金、交付金等は含まないものとする。

(4) 申請日又は交付決定の日において、破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがされていない者。

(5) 金山町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団員等でないこと又は当該暴力団若しくは当該暴力団員等と密接な関係を有さず、若しくは支配を受けていない者。

2 事業内容や物価高騰の影響を総合的に勘案し、交付することに相当の理由があると町長が認めた者には、前項の規定に関わらず支援金を交付することができる。

3 支援金の交付は、1法人又は1個人事業主につき1回限りとする。

（支援金の額）

第3条 支援金の額は5万円とする。

（交付の申請）

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、金山町物価高騰対策商工業者支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）により、令和4年9月30日までに交付申請を行わなければならない。

2 前項の規定により支援金の交付申請を行おうとする者は、次に掲げる書類を添えて交付申請を行わなければならない。

(1) 令和3年分の確定申告書類の控えの写し

(2) 令和3年分の売上高等の実績が確認できる書類（申請者が法人の場合）

(3) 金山町物価高騰対策商工業者支援金誓約書・同意書（様式第2号）

(4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 町長は、前条の申請を受けた時は、速やかにその内容を審査し、支援金の交付又は不交付の決定を行う。

2 町長は、前条の申請をした交付申請者に対し、前項の決定において支援金を交付する場合には、金山町物価高騰対策商工業者支援金交付決定通知書(様式第3号)により、不交付とする場合には金山町物価高騰対策商工業者支援金不交付決定通知書(様式第4号)により通知する。

(交付決定の取消及び返還)

第6条 町長は、支援金の交付決定を受けた者が、虚偽その他不正の申請により、当該決定を受け、又は支援金の交付を受けたときは、当該決定の全部又は一部を取り消し、支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。この場合において、当該決定を受けた者に損害が発生しても、町長はその賠償の責めを負わない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱は、令和4年12月31日限り、その効力を失う。